

令和8年度岩手県包括外部監査人候補者公募に係る質問への回答

(令和7年7月21日受付分)

No.	質問	回答
1	<p>監査に要する費用のうち、基本費用及び執務費用の内訳について</p> <p>監査に要する費用の基本費用及び執務費用のそれぞれについて、直近年度の実績を開示していただくことは、可能でしょうか。現監査人の実績を開示するのが難しいのであれば、過去の監査人の実績を開示していただいても構いません。</p>	<p>監査費用については、「令和8年度岩手県包括外部監査人候補者公募要領」別表の包括外部監査人候補者選考基準に基づく評価項目であることから、基本費用及び執務費用について、実績を開示することはできません。</p> <p>令和7年度の契約金額である「12,125,000円を上限とする額」を参考に、「基本費用の額、執務費用及び実費の額並びに当該基本費用及び執務費用に係る消費税額及び地方消費税額の合算」により、監査に要する費用の額について算定してください。</p>
2	<p>監査に要する費用のうち、執務費用の算定方法について</p> <p>執務費用の算定方法について、直近年度の実績を開示していただくことは、可能でしょうか。現監査人の実績を開示するのが難しいのであれば、過去の監査人の実績を開示していただいても構いません。</p> <p>把握したいのは以下の点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査人の一日当たり執務費用 ・ 補助者の一日当たり執務費用 ・ 補助者の資格により執務費用に違いがある場合はその旨（会計士・弁護士・税理士・その他の区分でそれぞれいくらか） ・ 執務費用は、貴団体の庁舎、出先機関での執務に限られるのか、あるいは、事務所作業等の執務も認められるのか 	<p>No.1と同様の趣旨から、監査費用の算定方法について、実績を開示することはできません。</p> <p>なお、執務費用については、監査人及び補助者が、監査及び当該監査の結果に関する報告等の提出及びその補助のために要した執務日数に、監査人及び補助者の日額単価を乗じて得た額であり、執務の場所を問わず認められます。</p>